



令和8年9月18日（金） 第10432号

■ 目 次

ページ

告 示

- 家畜伝染病発生報告（農政課） 2

公 告

- 公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（デジタルトランスフォーメーション課） 2
○開発工事の完了（建築課） 3

監査委員公告

- 監査結果の公表 3

企業管理規程

- 群馬県企業局財務規程の一部を改正する規程（企業局総務課） 13

入 札 公 告

- 一般競争入札の実施（健康福祉課） 14

落 札

- 落札者等の決定（心臓血管センター） 16

■ 告 示

◎群馬県告示第213号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生について届出があった。

令和8年9月18日

群馬県知事 山 本 一 太

病名	畜種	患畜又は疑似患畜の区分	発生頭数	発生年月日	発生場所	処置
ヨーネ病	牛	患畜	1頭	令和8年8月31日	高崎市	法令殺

■ 公 告

次のとおり、企画提案書の提出を招請する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和8年9月18日

群馬県知事 山 本 一 太

1 調達内容

- (1) 調達件名 群馬県団体内統合宛名システム導入・運用保守等業務
- (2) 調達内容 企画提案要領による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和14年4月30日まで

2 参加資格 企画提案要領による。

3 手続等

- (1) 担当部局 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県知事戦略部デジタルトランスフォーメーション課市町村DXチーム 電話027-226-2331
- (2) 参加申込書等の提出
 - ア 提出期限 令和8年10月2日（金）正午
 - イ 提出場所 上記(1)に同じ。
 - ウ 提出方法 ぐんま電子申請受付システムにより提出すること。
- (3) 企画提案書等の提出
 - ア 提出期限 令和8年10月28日（水）正午
 - イ 提出場所 上記(1)に同じ。
 - ウ 提出方法 ぐんま電子申請受付システムにより提出すること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) その他 詳細は、企画提案要領による。

5 Summary

- (1) Contract content: System development and operation/maintenance of the intra-organizational integrated address management system
- (2) Period of contract: From the day of commencement through 30 April 2032
- (3) Deadline to submit application documentation by apply form: 2 October 2026, 12:00 p.m.
- (4) Deadline to submit proposal documentation by apply form: 28 October 2026, 12:00 p.m.
- (5) Proposal submission contact information: Digital Transformation Division, Department of Gubernatorial Strategy, Gunma Prefectural Government, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, Japan 371-8570 (TEL 027-226-2331 Japanese language only), Email address: myno@pref.gunma.lg.jp

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和8年9月18日

群馬県知事 山本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡明和町中谷158、159、161-1、163-1、163-5、163-6、163-7、164-1、167-8、171-6、172-4、172-5	邑楽郡明和町中谷331番地1 株式会社邑楽館林まちづくり 代表取締役 小野弘
2	佐波郡玉村町大字藤川112-6、112-7、112-8	佐波郡玉村町大字福島518番地 泰平マンションⅡ101 櫻井亮太

■ 監査委員公告

◎監査公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した監査の結果を次のとおり公表する。

令和8年9月18日

群馬県監査委員 石 原 栄 一
同 平 田 稔
同 金 子 渡
同 秋 山 健太郎

- 1 準拠する基準 本監査は、群馬県監査委員監査基準（令和2年監査委員告示第1号）に準拠して実施した。
- 2 監査の種類 地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査並びに同条第2項の規定に基づく行政監査
- 3 監査の対象
 - (1) 監査対象年度 令和6年度会計（前年度監査基準日の翌日から令和7年5月31日まで）

令和7年度会計（令和7年4月1日から監査基準日まで）

(2) 監査対象機関 県庁等97機関及び地域機関等4機関

4 監査の着眼点 県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が、法令等の趣旨にのっとり適正に行われているか、最少の経費で最大の効果が挙がるよう事務運営がなされているか並びに組織及び運営の合理化に努めているかを主眼に監査を実施した。

5 監査の実施内容 監査対象機関が作成した監査資料及び関係する資料等に基づき、所管業務について説明を聴取するとともに、関係する文書及び帳簿その他の関係書類等の確認を行った。

6 監査結果の概要

(1) 指摘事項（適正を欠くと認められ、改善を要するもの） 3件

(2) 注意事項（軽易な誤りがあり、改善を要するもの） 6件

(3) 検討事項（事務の効率化等の面から検討を要するもの） なし

7 機関別監査結果

(1) 知事戦略部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
秘書課 (令和8年8月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
戦略企画課 (令和8年9月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
メディアプロモーション課 (令和8年7月24日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
エンターテインメント・コンテンツ課 (令和8年7月24日)	(注意事項) 群馬県財務規則第213条第1項において、物品管理者は、備品を受領したときは備品管理台帳に記録しなければならないとされており、同規則第214条において、その管理する備品1点ごとに備品整理票その他適当な方法により品目、番号及び所属名を表示しなければならないとされている。 当該機関は、令和7年度ぐんまちゃんフォトスポット制作実施業務委託契約において制作及び納品されたぐんまちゃんFRPフィギュア3点について、備品管理台帳への登録及び物品の表示を行っていなかった。
デジタルトランスフォーメーション課 (令和8年9月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
グリーンイノベーション推進課 (令和8年7月9日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
交通イノベーション推進課 (令和8年7月9日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
地域外交課 (令和8年7月24日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
東京事務所 (令和8年8月4日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(2) 総務部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
総務課 (令和8年7月9日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
人事課 (令和8年8月31日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
財政課 (令和8年7月9日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
財産有効活用課 (令和8年7月24日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
税務課 (令和8年7月24日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
市町村課 (令和8年7月9日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
統計課 (令和8年7月24日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
危機管理課 (令和8年9月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
消防保安課 (令和8年9月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
総務事務管理課 (令和8年9月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
自治研修センター (令和8年7月9日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
防災航空センター (令和8年7月2日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(3) 地域創生部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
地域創生課 (令和8年7月13日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
ぐんま暮らし・外国人活躍 推進課 (令和8年7月13日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
文化振興課 (令和8年7月13日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
文化遺産課 (令和8年7月13日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
スポーツ振興課 (令和8年7月13日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

大会総務課 (令和8年8月4日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
施設調整課 (令和8年8月4日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
競技式典課 (令和8年8月4日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(4) 生活こども部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
生活こども課 (令和8年8月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
こども・子育て支援課 (令和8年7月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
私学・青少年課 (令和8年8月21日)	(注意事項) 会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の額については、群馬県会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（以下「条例」という。）第6条及び第6条の2において定められている。また、群馬県会計年度任用職員の給与等に関する規則（以下「規則」という。）第15条において、条例第6条第2項に規定する在職期間は、条例の適用を受ける会計年度任用職員として在職した期間に、群馬県公立学校職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員として在職した期間を算入することとされている。併せて、規則第18条の7により、準用することとされている。 当該機関は、会計年度任用職員1名に対し、令和7年6月30日に支給した期末手当及び勤勉手当の計算において、給与条例の適用を受ける職員として在職した期間を算入せず、支給額が240,856円過少となっていたため、同年7月15日に当該差額を追給した。
児童福祉課 (令和8年8月31日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
県民活動支援・広聴課 (令和8年7月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
消費生活課 (令和8年8月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(5) 健康福祉部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
健康福祉課 (令和8年8月24日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
医務課 (令和8年8月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
感染症・疾病対策課 (令和8年8月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
健康長寿社会づくり推進課 (令和8年7月28日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

薬務課 (令和8年7月28日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
国保医療課 (令和8年8月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
食品・生活衛生課 (令和8年8月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
地域福祉課 (令和8年8月24日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
監査指導課 (令和8年8月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
介護高齢課 (令和8年8月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
障害政策課 (令和8年8月10日)	(指摘事項) 電力量計等の子メーターとして使用される計量器は計量法により特定計量器として規制され、公的機関又は指定検定機関による検定、あるいは経済産業大臣から指定を受けた指定製造事業者による検査を受け、それぞれ検定証印、あるいは基準適合証印が表示され、かつ、有効期間を超過していないものでなければ取引又は証明に使用できないとされている。「行政財産使用許可等に伴う子メーターの管理の徹底について」（平成31年4月26日付総務部管財課長・産業経済部計量検定所長通知）によれば、子メーターの有効期間が超過していた場合は、子メーターの使用を直ちに中止し、有効期間内の子メーターが設置されるまでの間、光熱水費の算定については、当該子メーターがないものとして、行政財産使用許可事務取扱要領で定める算式に基づき算定することとされている。 当該機関は、自動販売機設置に係る貸付契約に伴い、子メーターにより計測した電気使用量に基づき要領の規定により計算した額を電気料として徴収している。事務調査日（令和8年7月16日）現在において、2台の子メーターの有効期間（令和5年11月）が超過していたが使用を中止していなかった。 また、有効期間が超過した後も当該子メーターの表示する電気使用量に基づき電気料を算定し、徴収していた。

(6) 環境森林部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
環境政策課 (令和8年8月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
環境保全課 (令和8年8月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
廃棄物・リサイクル課 (令和8年8月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
自然環境課 (令和8年8月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
林政課 (令和8年8月24日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
林業振興課 (令和8年8月24日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

森林保全課 (令和8年8月24日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
----------------------	------------------------------

(7) 農政部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
農政課 (令和8年8月20日)	(注意事項) 群馬県財務規則第95条第1項において、資金前渡職員は、前渡金に係る用件終了後10日以内に、前渡金精算書を作成して証拠書類を添え、支出命令者の確認を受けなければならないとされている。 当該機関は、令和7年8月12日に資金前渡された無人航空機の登録更新手数料1,790円について、事務調査日（令和8年7月22日）現在において、前渡金の精算を行っていなかった。
農業構造政策課 (令和8年8月20日)	(指摘事項) 補助金等に係る予算執行の適正化に関する法律第14条において、補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等が完了したときは、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に各省各庁の長の定める書類を添えて各省各庁の長に報告しなければならないとされている。 当該機関は、令和7年度新しい地方経済・生活環境創生交付金により実施した事業について、実績額を入力する際、金額を1桁少なく入力したため、国庫金9,813,600円の歳入不足が生じた。
米麦畜産課 (令和8年8月20日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
野菜花き課 (令和8年8月20日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
蚕糸特産課 (令和8年8月20日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
ぐんまブランド推進課 (令和8年9月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
農村整備課 (令和8年8月20日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(8) 産業経済部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
産業政策課 (令和8年8月4日)	(指摘事項) 群馬県補助金等に関する規則第13条第1項第1号において、補助事業者等が不正な手段によって補助金等の交付を受けたときは、知事は補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるとされ、同規則第15条第1項において、交付の決定を取り消す場合、知事は補助事業者に対し、補助金等の交付の決定を取り消すことができる旨を告げ、その是正を求めるものとされている。 当該機関は、補助金の交付決定の取消事由を令和5年5月に把握していたが、是正措置の検討及び実施が遅延し、令和8年3月まで交付決定取消し及び補助金返還について必要な措置を講じていなかった。
未来投資・デジタル産業課 (令和8年8月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

地域企業支援課 （令和8年8月4日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
労働政策課 （令和8年8月10日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
観光リトリート推進課 （令和8年8月4日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
eスポーツ・クリエイティブ 推進課 （令和8年8月10日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(9) 県土整備部

監査対象機関 （監査年月日）	監査の結果
監理課 （令和8年8月31日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
建設企画課 （令和8年8月27日）	（注意事項） 群馬県財務規則第95条第1項において、資金前渡職員は、前渡金に係る用件終了後10日以内に、前渡金精算書を作成して証拠書類を添え、支出命令者の確認を受けなければならないとされている。 当該機関は、令和7年6月13日に資金前渡された無人航空機の登録更新手数料11,580円について、事務調査日（令和8年7月22日）現在において、前渡金の精算を行っていなかった。
契約検査課 （令和8年8月27日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
道路管理課 （令和8年8月21日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
道路整備課 （令和8年8月21日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
河川課 （令和8年8月27日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
砂防課 （令和8年8月21日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
都市計画課 （令和8年8月27日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
都市整備課 （令和8年8月27日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
下水環境課 （令和8年7月21日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
建築課 （令和8年8月27日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
住宅政策課 （令和8年8月31日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
下水道総合事務所 （令和8年7月21日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(10) 会計局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
会計管理課 (令和8年7月28日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(11) 企業局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
総務課 (令和8年7月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
経営戦略課 (令和8年7月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
発電課 (令和8年7月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
団地課 (令和8年7月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
水道課 (令和8年7月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(12) 病院局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
経営戦略課 (令和8年7月28日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(13) 議会事務局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
議会事務局 (令和8年8月6日)	(注意事項) 電力量計等の子メーターとして使用される計量器は計量法により特定計量器として規制され、公的機関又は指定検定機関による検定、あるいは経済産業大臣から指定を受けた指定製造事業者による検査を受け、それぞれ検定証印、あるいは基準適合証印が表示され、かつ、有効期間を超過していないものでなければ取引又は証明に使用できないとされている。「行政財産使用許可等に伴う子メーターの管理の徹底について」（平成31年4月26日付総務部管財課長・産業経済部計量検定所長通知）によれば、子メーターの有効期間が超過していた場合は、子メーターの使用を直ちに中止し、有効期間内の子メーターが設置されるまでの間、光熱水費の算定については、当該子メーターがないものとして、行政財産使用許可事務取扱要領で定める算式に基づき算定することとされている。 当該機関は、使用許可した携帯電話サービス用屋内電気通信設備の電気料について子メーターにより電気使用量を算定し、電気料として徴収している。当該子メーターは有効期間（令和5年2月）が超過していたが、令和7年9月までの間、取引又は証明に使用できない状態のまま、電気使用量の算定に用いていた。 また、有効期間が超過した後も令和7年9月まで当該子メーターの表示

する電気使用量に基づき電気料を算定し、徴収していた。

(14) 人事委員会事務局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
人事委員会事務局 (令和8年8月31日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(15) 選挙管理委員会

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
選挙管理委員会 (令和8年7月9日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(16) 監査委員事務局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
監査委員事務局 (令和8年8月25日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(17) 労働委員会事務局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
労働委員会事務局 (令和8年8月31日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(18) 教育委員会

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
総務課 (令和8年9月7日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
管理課 (令和8年9月7日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
福利課 (令和8年9月7日)	(注意事項) 地方税法第328条の5第2項において、特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、総務省令で定める様式によって、その徴収すべき分離課税に係る所得割の課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市町村長に提出し、及びその納入金を当該市町村に納入する義務を負うとされている。 当該機関は、令和7年4月21日に支給した退職手当から県市町村民税を特別徴収したが、納期限の同年5月12日に退職手当に係る2人分の県市町村民税について、納付すべき市町村先を誤って別の市町村へ納付したことにより本来納付すべき市町村への納付が遅延したため、延滞金6,500円が発生した。

学校人事課 （令和8年9月7日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
義務教育課 （令和8年8月24日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高校教育課 （令和8年9月7日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
特別支援教育課 （令和8年8月24日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
生涯学習課 （令和8年9月7日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
健康体育課 （令和8年9月7日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(19) 警察本部

監査対象機関 （監査年月日）	監査の結果
警察本部 （令和8年8月25日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

■ 企業管理規程

群馬県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和八年九月十八日

群馬県企業管理者 成田正士

群馬県企業管理規程第九号

群馬県企業局財務規程の一部を改正する規程

群馬県企業局財務規程（昭和三十九年群馬県企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第二百九条の二中「第二百四十三条の二の八第一項」を「第二百四十三条の二の九第一項」に改める。

附則

この規程は、令和八年九月二十四日から施行する。

■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和8年9月18日

群馬県知事 山 本 一 太

1 調達内容

- (1) 借入件名及び数量 群馬県渋川保健福祉事務所ほか14施設LED照明器具賃貸借 一式
- (2) 借入件名の特質等 入札説明書による。
- (3) 借入期間 令和9年8月1日から令和19年3月31日まで
- (4) 借入場所 群馬県渋川保健福祉事務所ほか14施設（詳細は、入札説明書による。）
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和8・9年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であって等級格付区分がA等級のものであること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和8年9月30日（水）までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、同年10月16日（金）午後5時までに資格者名簿の登載を確認し、群馬県健康福祉部健康福祉課へその旨連絡すること。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) この公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者をいう。）でないこと。

3 入札書の提出場所等

- (1) 申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県健康福祉部健康福祉課総務係 電話027-226-2511（ダイ

ヤルイン)

- (2) 入札説明書の交付方法 原則として、群馬県ホームページ (<https://www.pref.gunma.jp/>) からのダウンロードによる。

なお、群馬県ホームページによる取得が困難な場合等にあつては、事前連絡の上、上記(1)の場所で交付を受けること。

- (3) 入札説明書の交付期間 令和8年9月18日（金）から同年10月16日（金）までの毎日。ただし、上記(1)の場所で交付を受ける場合は、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。）第1条第1項に規定する休日を除き、時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。

- (4) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書（以下「申請書等」という。）を令和8年10月16日（金）まで（受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間）に、上記(1)の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

- (5) 入札及び開札の日時及び場所 令和8年11月2日（月）午前10時30分 群馬県庁25階251会議室（郵送による場合は書留郵便とし、同年10月30日（金）午後4時までに上記(1)の場所に群馬県健康福祉部健康福祉課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「令和8年11月2日開札 群馬県渋川保健福祉事務所ほか14施設LED照明器具賃貸借 入札書在中」と朱書きすること。）

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、くじ引きにより決定する。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) The official responsible for disbursing the procuring entity: YAMAMOTO Ichita, Governor of Gunma Prefecture
- (2) Nature and quantity of the services to be required: Replace the lights in the for use at Shibukawa Health and Welfare Office and the other 14 facilities with LED lights
- (3) Rent period: From August 1, 2027 to March 31, 2037
- (4) Delivery place: Shibukawa Health and Welfare Office and the other 14 facilities
- (5) The deadline for submission of application forms and attached documents regarding bidding qualifications is October 16, 2026 at 5:00 p.m.
- (6) Time-limit for tender: November 2nd, 2026 at 10:30 a.m. (Bids submitted by mail must be submitted by registered mail and must be received no later than October 30, 2026 at 4:00 p.m.)
- (7) For further details, please contact: Health and Welfare Division, Department of Health and Welfare,

Gunma Prefectural Government, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan, TEL 027-226-2511 (Japanese language Only)

■ 落札

次のとおり落札者を決定した。

令和8年9月18日

群馬県立心臓血管センター院長 河 口 廉

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 人工心肺装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県立心臓血管センター事務局経営課 群馬県前橋市
亀泉町甲3番地12
- 3 落札者を決定した日 令和8年9月3日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社エムシー 東京都渋谷区代々木二丁目27番地11号A S - 4ビル
- 5 落札金額 69,949,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和8年7月24日

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111